

協力会社登録申請の手引き

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社

目 次

第1 協力会社登録の概要

1. 協力会社登録の概要	1
2. 協力会社登録申請の審査方法	1
3. 協力会社登録者の認定	1

第2 協力会社登録申請の手順

1. 申請ができない方	2
2. 申請方法	3
3. 申請にあたっての注意事項	4
4. 申請書類の取り扱い	4
5. 個人情報の取り扱い	4

(別紙)

・事業所の所掌範囲	5
・工事種別及び主な工事内容	6

第1 協力会社登録の概要

1. 協力会社登録の概要

弊社への協力会社登録は、弊社が実施する維持修繕業務の一部や小補修工事等の見積競争に参加するために、工事等の内容に応じた建設業や警備業等の許可を持つ者による登録を行うことにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的として行っています。

2. 協力会社登録申請の審査の方法

協力会社登録申請書類が提出されると、これに基づいて審査を行います。

審査の方法は、下記のとおりです。

- ① 欠格要件（2ページ参照）に該当しないことの確認
- ② 高速道路、自動車専用道路、国道、県道で元請・下請として施工した実績あるいは弊社の下請で施工した実績の有無の確認
- ③ 「建設業許可」を有しているかの確認。なお建設業許可証明書の提出は必要ありません。弊社にて経営規模等評価結果や総合評価値の通知書を確認します。
- ④ 交通規制作業を希望される会社においては「警備業許可書」、「隊員名簿」「警備員指導教育者」を確認します。
- ⑤ 「建設業許可」「警備業許可」を有していない会社にあつては「希望する工種を実施するための有資格者一覧・作業員名簿」および「高速道路等での実績」等を確認します。

3. 協力会社登録者の認定

協力会社登録者の認定は、提出された協力会社登録申請書類をもとに、それぞれの申請者について審査を行った後、協力会社としてふさわしいと認定した場合は、「協力会社登録名簿」に登録します。なお、認定通知書は発送しません。また審査した結果、協力会社登録を見合わせる場合があります。その場合は対象の会社に対しその結果をお知らせします。

※協力会社登録は、弊社が行う見積競争等の選定に使用するものであり、見積依頼先は、業務内容・条件等に応じて、総合的に判断し選定します。

第2 協力会社登録申請の手順

1. 申請ができない方

次の欠格要件に該当する方は、協力会社登録申請書類を提出できません。

《欠格要件》

- 一 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 二 次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であつて、特に悪質であると認められる者
 - ア 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - カ 会社に提出した書類に虚偽の記入をした者
 - キ 会社と係争中である者
 - ク 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
 - ケ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
 - コ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
 - サ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
 - シ 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
 - ス 自ら若しくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
 - セ その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不相当と認められる者
- 三 前号の規定に該当する者を見積りの代理人として使用する者
- 四 協力会社登録申請書若しくは添付書類について虚偽の記入をし、又は重要な事実について記入をしなかつた者

2. 申請方法

弊社の協力会社登録申請については、文書郵送方式により受付を行います。

(1) 文書郵送方式による申請方法（定期受付）

① 申請書類の受付期間

随時受けを行っています。

② 申請書類の入手方法

- 弊社のホームページにアクセスして申請書類をダウンロードしてください。

<https://www.c-nexco-hmn.jp/>

③ 申請書類の送付方法

- 申請者は、次の受付場所に申請書類を『書留郵便』で郵送してください。

※申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

④ 受付場所

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株) 安全技術管理部

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル9階 TEL 052-218-6730

(問合せ時間：9:00～12:00、13:00～17:00)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

⑤ 認定までに要する期間

- 申請書類の受理後およそ14日以内。

※認定通知書は発行しません。

3. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記入をし、又は重要な事実の記入をしなかった場合には、協力会社登録者の認定が受けられないことがあります。また、認定後に発覚した場合には、認定の取消等を行う場合があります。
- (2) 一度申請された書類については修正することはできませんので、内容を十分に確認したうえで申請してください。
- (3) 申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、配達証明付郵便等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認して下さい。
- (4) 申請書を受領した旨の返信は行いません。返信用封筒・葉書が同封されていた場合には破棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

4. 申請書類の取り扱い

当社は、協力会社登録申請により知り得た情報を協力会社登録者の審査以外の目的には利用いたしません。

5. 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）に基づき、協力会社登録申請により知り得た個人情報について、適切な管理を行うとともに、協力会社登録者の審査以外の目的には利用いたしません。

《希望する事業所》

*複数事業所の選択も可

希望する事業所	事業所の所掌範囲
豊田事業所	NEXCO 中日本(株)豊田保全・サービスセンター所掌範囲 (東名高速 豊川 IC～豊田 IC、伊勢湾岸道 豊田東 JCT～湾岸弥富 IC、 名二環 名古屋南 JCT～有松 IC、飛島北 IC～飛島 JCT、 新東名 新城 IC～豊田東 JCT、東海環状道 豊田東 JCT～豊田松平 IC)
名古屋事業所	NEXCO 中日本(株)名古屋保全・サービスセンター所掌範囲 (東名高速 豊田 IC～春日井 IC、名二環 名古屋 IC～名古屋西 IC 名二環 名古屋西 JCT～飛島北 IC、有松 IC～上社 JCT)
飯田事業所	NEXCO 中日本(株)飯田保全・サービスセンター所掌範囲 (中央道 伊北 IC～中津川 IC)
多治見事業所	NEXCO 中日本(株)多治見保全・サービスセンター所掌範囲 (中央道 中津川 IC～小牧東 IC、東海環状道 豊田松平 IC～可児御嵩 IC)
羽島事業所	NEXCO 中日本(株)羽島保全・サービスセンター所掌範囲 東名高速 春日井 IC～小牧 JCT、名神高速 小牧 JCT～関ヶ原 IC、 中央道 小牧東 IC～小牧 JCT、東海環状道 養老 JCT～大野神戸 IC、 東海北陸道 一宮 JCT～一宮木曾川 IC)
彦根事業所	NEXCO 中日本(株)彦根保全・サービスセンター所掌範囲 (名神高速 関ヶ原 IC～八日市 IC、北陸道 木之本 IC～米原 JCT)
岐阜事業所	NEXCO 中日本(株)岐阜保全・サービスセンター所掌範囲 (東海北陸道 一宮木曾川 IC～郡上八幡 IC、 東海環状道 可児御嵩 IC～山県 IC)
高山事業所	NEXCO 中日本(株)高山保全・サービスセンター所掌範囲 (東海北陸道 郡上八幡 IC～白川郷 IC)
桑名事業所	NEXCO 中日本(株)桑名保全・サービスセンター所掌範囲 (東名阪道 名古屋西 IC～伊勢関 IC、伊勢湾岸道 湾岸弥富 IC～四日市 JCT、 東海環状道 新四日市 JCT～大安 IC、新名神高速 亀山 JCT～亀山西 JCT、 新名神高速 四日市 JCT～甲賀土山 IC)
津事業所	NEXCO 中日本(株)津高速道路事務所所掌範囲 (伊勢道 伊勢関 IC～伊勢 IC、紀勢道 勢和多気 JCT～紀伊長島 IC)

《工事種別及び主な工事内容》

*複数選択も可

希望工事種別	主な工事内容	
清掃作業	道路、休憩施設等の機械や人力による清掃	
植栽作業	草刈、剪定、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のリサイクルに係る業務	
工事	土木	のり面保護工、コンクリートシール工、用・排水工などの維持修繕に係る工事
	造園	植樹、防草シート、造園工作物などの維持修繕に係る工事
	コンクリート	コンクリート構造物（TN覆工含む）などの維持修繕に係る工事
	舗装	道路の維持修繕に係る舗装工事
	レーンマーク	道路の路面標示などの維持修繕に係る工事
	ジョイント	橋梁ジョイントの維持修繕に係る工事
	橋梁付属物	橋梁排水管・検査路などの橋梁付属物の維持修繕に係る工事
	道路施設	ガードレール、標識、遮音壁、立入防止柵等の交通安全施設・交通管理施設等の維持修繕に係る工事
雪氷対策作業	道路、休憩施設等の機械や人力による雪氷対策作業	
交通規制	道路の交通規制作業（交通保安員を含む）	